

(8枚のうち1)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

(答えは、すべて解答用紙に記入すること。)

1 次の1～4に答えなさい。

1 次の(1)・(2)は、日本国憲法及び教育基本法の条文の全部又は一部です。空欄( a )～( f )にあてはまる語は何ですか。下の①～⑥の中から、正しい組合せを1つ選び、その記号を答えなさい。解答番号1の解答欄にマークしなさい。

(1) 日本国憲法第26条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける( a )を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる( b )を負ふ。義務教育は、これを( c )とする。

(2) 教育基本法第2条

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 幅広い知識と( d )を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

(中略)

四 生命を尊び、( e )を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の( f )と発展に寄与する態度を養うこと。

- |   |        |        |        |        |        |        |
|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ① | a : 権利 | b : 義務 | c : 無償 | d : 技能 | e : 自然 | f : 協調 |
| ② | a : 権利 | b : 義務 | c : 有償 | d : 教養 | e : 他者 | f : 協調 |
| ③ | a : 義務 | b : 権利 | c : 有償 | d : 技能 | e : 他者 | f : 平和 |
| ④ | a : 権利 | b : 義務 | c : 無償 | d : 教養 | e : 自然 | f : 平和 |
| ⑤ | a : 義務 | b : 権利 | c : 有償 | d : 教養 | e : 自然 | f : 平和 |
| ⑥ | a : 義務 | b : 権利 | c : 無償 | d : 技能 | e : 他者 | f : 協調 |

(8枚のうち2)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

(答えは、すべて解答用紙に記入すること。)

2 次の(1)～(3)は、地方公務員法及び教育公務員特例法の条文の全部又は一部です。空欄(a)～(f)にあてはまる言葉は何ですか。下の①～⑥の中から、正しい組合せを1つ選び、その記号を答えなさい。解答番号2の解答欄にマークしなさい。

## (1) 地方公務員法第30条

すべて職員は、(a)として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに(b)しなければならない。

## (2) 地方公務員法第35条

職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その(c)及び(d)のすべてをその(e)遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

## (3) 教育公務員特例法第22条第2項

教員は、授業に支障のない限り、(f)、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

① a : 全体の奉仕者	b : 集中	c : 知識	d : 職務上の注意力	e : 職務	f : 任命権者の許可の下
② a : 公務員	b : 集中	c : 知識	d : 技能	e : 職責	f : 任命権者の許可の下
③ a : 公務員	b : 専念	c : 勤務時間	d : 職務上の注意力	e : 職責	f : 任命権者の許可の下
④ a : 全体の奉仕者	b : 専念	c : 知識	d : 技能	e : 職務	f : 本属長の承認を受けて
⑤ a : 公務員	b : 集中	c : 勤務時間	d : 技能	e : 職務	f : 本属長の承認を受けて
⑥ a : 全体の奉仕者	b : 専念	c : 勤務時間	d : 職務上の注意力	e : 職責	f : 本属長の承認を受けて

3 次の(1)～(3)は、ある法令の条文の全部又は一部です。条文A～条文Cの法令名は何ですか。下の①～⑥の中から、正しい組合せを1つ選び、その記号を答えなさい。解答番号3の解答欄にマークしなさい。

## (1) 条文A

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

## (2) 条文B

小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

## (3) 条文C

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

## 【法令名】

- a 教育基本法    b 学校教育法    c 教育公務員特例法    d 児童福祉法  
e 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

① 条文A-e	条文B-c	条文C-b
② 条文A-d	条文B-a	条文C-c
③ 条文A-e	条文B-b	条文C-a
④ 条文A-d	条文B-c	条文C-a
⑤ 条文A-e	条文B-a	条文C-b
⑥ 条文A-d	条文B-b	条文C-c

(8枚のうち3)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

(答えは、すべて解答用紙に記入すること。)

4 次の㉠～㉥は、子どもの貧困対策の推進に関する法律の条文の全部又は一部です。下線部の内容に誤りがあるものはどれですか。次の㉠～㉥の中から、誤りがあるものを1つ選び、その記号を答えなさい。解答番号4の解答欄にマークしなさい。

- ㉠ この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の高度化が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、(中略)子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。
- ㉡ 子どもの貧困対策は、(中略) 子どもの年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。
- ㉢ 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。
- ㉣ 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。
- ㉤ 国及び地方公共団体は、(中略) 貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(8枚のうち4)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

(答えは、すべて解答用紙に記入すること。)

- 2 以下の設問は、平成29年3月告示の小学校学習指導要領、平成29年4月告示の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の総則から出題されています。なお、設問中の文章は小学校学習指導要領を基本にしています。特に注意書きがない場合、文中に「児童」とあるのは、特別支援学校小学部・中学部では「児童又は生徒」に、読み替えなさい。また、「小学校」とあるのは、それぞれの学校種に読み替えなさい。次の1～3に答えなさい。

- 1 学習指導要領 総則 小学校教育の基本と教育課程の役割 では、児童に生きる力を育むことを目指すに当たって、次の(1)～(3)に掲げることが偏りなく実現できるようにするものと示されています。空欄( a )～( c )にあてはまる言葉は何ですか。下の①～⑥の中から、正しい組合せを1つ選び、その記号を答えなさい。解答番号5の解答欄にマークしなさい。

- (1) ( a ) が習得されるようにすること。  
 (2) ( b ) 等を育成すること。  
 (3) ( c ) 等を涵養すること。

- |              |                   |                  |
|--------------|-------------------|------------------|
| ① a : 知識及び技能 | b : 関心, 意欲, 態度    | c : 学びに向かう力, 人間性 |
| ② a : 知識及び技能 | b : 思考力, 判断力, 表現力 | c : 学びに向かう力, 人間性 |
| ③ a : 知識及び技能 | b : 思考力, 判断力, 表現力 | c : 共感的な人間関係     |
| ④ a : 学習内容   | b : 思考力, 判断力, 表現力 | c : 共感的な人間関係     |
| ⑤ a : 学習内容   | b : 関心, 意欲, 態度    | c : 学びに向かう力, 人間性 |
| ⑥ a : 学習内容   | b : 関心, 意欲, 態度    | c : 共感的な人間関係     |

- 2 次の文章は、学習指導要領 総則 教育課程の実施と学習評価 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 の一部です。空欄( a )にあてはまる言葉は何ですか。下の①～⑤の中から、正しいものを1つ選び、その記号を答えなさい。解答番号6の解答欄にマークしなさい。

情報活用能力の育成を図るため、各学校において、( a ) などの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

- |                     |                           |
|---------------------|---------------------------|
| ① テレビやラジオ           | ② タブレット端末やスマートフォン         |
| ③ 文書作成ソフトや表計算ソフト    | ④ 電子メールやソーシャルネットワーキングサービス |
| ⑤ コンピュータや情報通信ネットワーク |                           |

(8枚のうち5)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

(答えは、すべて解答用紙に記入すること。)

3 次の文章は、学習指導要領 総則 学校運営上の留意事項 の一部です。空欄 ( a ) にあてはまる言葉は何ですか。下の①～⑤の中から、正しいものを1つ選び、その記号を答えなさい。なお、同じ記号には同じ言葉が入ります。解答番号7の解答欄にマークしなさい。

各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かした ( a ) を行うよう努めるものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、( a ) と関連付けながら実施するよう留意するものとする。

- |                 |             |              |
|-----------------|-------------|--------------|
| ① カリキュラム・マネジメント | ② インクルーシブ教育 | ③ アクティブラーニング |
| ④ キャリア教育        | ⑤ PDCAサイクル  |              |

(8枚のうち6)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

(答えは、すべて解答用紙に記入すること。)

3 特別支援教育に関して、次の1・2に答えなさい。

1 次の条文は、障害者基本法第16条の一部です。空欄（ a ）にあてはまる言葉は何ですか。下の①～④の中から、正しいものを1つ選び、その記号を答えなさい。解答番号8の解答欄にマークしなさい。

国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と（ a ）配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

- ① 充実した体験活動ができるよう  
 ② 探究的な学習ができるよう  
 ③ 個別に学ぶための場が与えられるよう  
 ④ 共に教育を受けられるよう

2 次の文章は、平成29年3月告示の小学校学習指導要領、平成29年4月告示の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の総則の一部です。日本語の習得に困難のある児童（特別支援学校小学部・中学部では、児童又は生徒）に対する日本語指導について、空欄（ a ）・（ b ）にあてはまる言葉は何ですか。下の①～⑥の中から、正しい組合せを1つ選び、その記号を答えなさい。解答番号9の解答欄にマークしなさい。なお、設問中の引用文は小学校学習指導要領を基本にしています。文中で「児童」とあるのは、特別支援学校小学部・中学部では「児童又は生徒」に、読み替えなさい。

日本語の習得に困難のある児童については、（ a ）に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ（ b ）に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

- ① a：個々の児童の実態      b：弾力的  
 ② a：個々の児童の実態      b：長期的  
 ③ a：個々の児童の実態      b：計画的  
 ④ a：学年の時期の特長      b：弾力的  
 ⑤ a：学年の時期の特長      b：長期的  
 ⑥ a：学年の時期の特長      b：計画的

(8枚のうち7)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

(答えは、すべて解答用紙に記入すること。)

4 学校安全に関して、次の1・2に答えなさい。

1 次の条文は、学校保健安全法第27条です。空欄（ a ）にあてはまる言葉は何ですか。下の①～⑤の中から、正しいものを1つ選び、その記号を答えなさい。解答番号10の解答欄にマークしなさい。

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の（ a ）、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

① 定期点検    ② 保安    ③ 維持整備    ④ 安全点検    ⑤ 状態確認

2 次の文章は、平成31年3月に文部科学省から示された「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」の第1章 総説 第1節 学校安全の意義 ポイント です。空欄（ a ）・（ b ）にあてはまる言葉は何ですか。下の①～⑥の中から、正しい組合せを1つ選び、その記号を答えなさい。解答番号11の解答欄にマークしなさい。

○ 学校においては、幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という）の安全を確保するだけでなく、児童生徒等が生涯にわたって健康・安全で幸福な生活を送るための基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育てることが重要である。

○ 全ての学校では、以下の目標に向かって、刻々と変化する自然状況や社会状況に対応し、児童生徒等を取り巻く多様な（ a ）を的確に捉え、児童生徒等の発達段階や学校段階、地域特性に応じた取組を継続的に着実に推進する必要がある。

① 全ての児童生徒等が、安全に関する資質・能力を身に付けることを目指す。

② （ b ）における児童生徒等の事故に関し、死亡事故の発生件数については限りなくゼロとすることを目指すとともに、負傷・疾病の発生率については障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少傾向にすることを目指す。

① a：危険    b：日常生活  
 ② a：危険    b：学校管理下  
 ③ a：危険    b：学習活動  
 ④ a：問題    b：日常生活  
 ⑤ a：問題    b：学習活動  
 ⑥ a：問題    b：学校管理下

(8枚のうち8)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

(答えは、すべて解答用紙に記入すること。)

5 生徒指導に関して、次の1～3に答えなさい。

1 次の文は、平成22年3月に文部科学省から示された「生徒指導提要」の第1章 生徒指導の意義と原理 第1節 生徒指導の意義と課題 1 生徒指導の意義 の一部です。空欄 ( a ) ～ ( c ) にあてはまる言葉は何ですか。下の①～⑥の中から、正しい組合せを1つ選び、その記号を答えなさい。解答番号12の解答欄にマークしなさい。

生徒指導とは、一人一人の児童生徒の ( a ) を尊重し、個性の伸長を図りながら、( b ) や ( c ) を高めることを目指して行われる教育活動のことです。

- |          |                 |          |
|----------|-----------------|----------|
| ① a : 人格 | b : コミュニケーション能力 | c : 自尊感情 |
| ② a : 人格 | b : 社会的資質       | c : 自尊感情 |
| ③ a : 人格 | b : 社会的資質       | c : 行動力  |
| ④ a : 権利 | b : コミュニケーション能力 | c : 自尊感情 |
| ⑤ a : 権利 | b : 社会的資質       | c : 行動力  |
| ⑥ a : 権利 | b : コミュニケーション能力 | c : 行動力  |

2 次の条文は、いじめ防止対策推進法第2条の一部です。空欄 ( a ) にあてはまる言葉は何ですか。下の①～⑤の中から、正しいものを1つ選び、その記号を答えなさい。解答番号13の解答欄にマークしなさい。

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった ( a ) ものをいう。

- |                           |
|---------------------------|
| ① 児童等又はその保護者が学校に被害を訴えてきた  |
| ② 児童等への行為を学校の教員等が確認できた    |
| ③ 児童等が身体的な苦痛を感じている        |
| ④ 児童等が心身の苦痛を感じている         |
| ⑤ 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた |

3 次の文章は、平成29年3月に文部科学省から示された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」の 2. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項 の一部です。内容に誤りがあるものはどれですか。次の①～⑤の中から、誤りがあるものを1つ選び、その記号を答えなさい。解答番号14の解答欄にマークしなさい。

- |  |
|--|
| ① 不登校は、その要因・背景が多様・複雑であることから、(中略) 不登校のきっかけや継続理由、当該児童生徒が学校以外の場において行っている学習活動の状況等について継続的に把握することが必要である。(略)  |
| ② 不登校児童生徒は、コミュニケーションを取ることが難しい児童生徒が多いため、(中略) 学校全体の支援ではなく、担任のみがその状況を把握し、支援ができる体制の整備を推進する。                |
| ③ 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、(中略) 児童生徒にとって学校が安心感、充実感が得られる活動の場となるように魅力あるより良い学校づくりを推進する。(略)       |
| ④ 児童生徒によっては、学業の不振が不登校のきっかけとなっている場合があり、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、(中略) 指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を推進する。 |
| ⑤ 不登校児童生徒が自らの意思で登校してきた場合は、(中略) 保健室、相談室や学校図書館等も活用しつつ、安心して学校生活を送ることができるよう児童生徒の個別の状況に応じた支援を推進する。          |



氏名	
----	--

受験番号					
十	万	千	百	十	一
0	0	0	0	0	0
1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9

〔記入上の注意〕

1. 余白には何も記入しないでください。
2. HBまたはBの黒鉛筆で該当する○にマークしてください。

マーク例 (良い例) ●  
 (悪い例) ⊙ ⊘ ⊗

3. 訂正するときは、消しゴムで完全に消してください。
4. 受験番号については、6桁の数字を記入したうえで、該当する○にマークしてください。

解答番号	解 答 欄									
1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
3	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
4	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
5	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
6	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
7	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
8	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
13	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
14	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
15	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
16	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
17	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
18	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
19	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
20	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
21	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
22	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
23	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
24	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
25	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

1
2
3
4
5

解答番号	解 答 欄									
26	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
27	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
28	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
29	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
32	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
33	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
34	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
35	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
36	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
37	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
38	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
39	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
40	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
41	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
42	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
43	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
44	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
45	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
46	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
47	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
48	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
49	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
50	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

解答番号	解 答 欄									
51	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
52	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
53	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
54	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
55	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
56	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
57	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
58	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
59	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
60	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
61	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
62	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
63	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
64	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
65	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
66	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
67	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
68	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
69	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
70	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
71	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
72	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
73	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
74	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
75	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

教職に関する専門教育科目 小学校・養護・栄養 採点基準

1枚のうち1

問題番号	正 答	採 点 上 の 注 意	配 点	
1	1 ④		3	14
	2 ⑥		3	
	3 ③		4	
	4 ①		4	
2	1 ②		4	12
	2 ⑤		4	
	3 ①		4	
3	1 ④		3	6
	2 ③		3	
4	1 ④		3	6
	2 ②		3	
5	1 ③		4	12
	2 ④		4	
	3 ②		4	